

諮問番号：令和5年度諮問第2号
答申番号：令和5年度答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年7月9日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が相続した遺産を審査請求人の夫（以下「夫」という。）が関わった特殊詐欺事件（以下「本件特殊詐欺事件」という。）の被害者（以下「本件被害者」という。）への弁償に充てることなく、審査請求人の世帯の生活の糧とすることは正義にもとる行為であり、被害弁済に充てた額は、今すぐにその給付を受け具体的に生活の糧を得るのに役立つものとは言えない。

処分庁が、被害弁償金200万円（以下「本件被害弁償金」という。）について自立更生費に該当するかりーガルチェックを受けるなどして一応の検討を加えているものの、同金額を控除することなく、審査請求人が相続した遺産全額を返還金額とした場合に、審査請求人の世帯の生活実態や自立について、いかなる影響があるかについては一切検討がなく、本件被害者に弁済することにより終局的に事件を解決することができたことは明らかであるにもかかわらず、これを、本件においてそのような事情は見当たらないとするリーガルチェックの回答書（以下「リーガルチェック回答書」という。）には明らかな事実誤認があり、事実誤認により経済的に自立するための支出であるかどうかという観点からの検討は全くされなかった。

また、処分庁は、リーガルチェック回答書が前提とした事実（夫が生活の維持に必要であったという事実）そのものを覆しており、夫の存在が重要であることを否定し、実刑を免れる唯一の方法であったという事情が自立更生費を肯定する事情になるか否かの検討すらしなかった。さらに、処分庁は、審査請求人の長男の存在や夫の就職活動を考慮せず、特殊詐欺事件に関する社会的要請に従って被害弁償を行ったという事情を考慮しなかった。

このように、本件処分は、判断の基礎とされた事実に複数の誤認があることにより事実の基礎を欠いており、かつ、事実に対する評価も極めて不合理なものとなっており、さらに判断の過程において考慮すべき事情も複数考慮しなかったのであるから、法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠いていることは明らかであり、違法な本件処分は取り消されるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人に遺産相続による収入があったため、保護開始以降に支給した保護費について、法第63条に基づき返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 収入認定額及び資力の発生日について

法第63条のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の6答(2)のとおり、相続時における法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生日は、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、平成31年の保護開始以降、本件処分の時点まで保護を受けていると認められ、また、審査請求人の祖父(以下「祖父」という。)の死亡日が平成30年6月24日であるところ、審査請求人には保護開始時より資力が発生していたのであるから、保護開始時以降、本件処分までの間については、資力がありながら保護を受けていたのであり、同期間に支給した保護費が返還の対象となるものと認められる。

処分庁は、審査請求人からの申告及び金融機関への調査に対する回答を受け、保護開始時より資力があつたものとして、保護開始以降から令和2年5月1日までに審査請求人に対し支給した保護費の全額について返還対象としていることから、法第63条、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官

通知」という。)第8の3(2)エ(イ)、問答集問13の6答(2)及び問答集問13の23答(1)に照らし、これらの判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

(3) 要返還額の決定について

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額と定めている。

本件については、処分庁は、審査請求人から、受領した遺産のうち200万円については、本件被害弁償金として費消したため、自立更生のために要する費用として控除してほしい旨の申出を受けており、法律相談を実施した上で、ケース診断会議において検討を行った結果、夫が本件被害弁償金を支払い不起訴となった後においても保護脱却に至っていないこと及び審査請求人の生活の維持に真に必要であったとは考えにくいことから、自立更生に要する費用として認めず、審査請求人が受領した遺産の全額を要返還額として決定したことが認められる。

また、処分庁は、夫が実刑を免れるために本件被害弁償金として支払った額について自立更生費として控除することは、社会通念上容認される程度として認めることはできないと判断した旨を主張している。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人から申し出のあった費用について、法律相談を行った上で組織的に審査請求人世帯の状況に即して自立更生に要する費用として認められるか否かについて検討を行っており、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

また、本件被害弁償金として支払った額を自立更生費として控除することは、社会通念上容認される程度として認めることはできないと判断した旨の処分庁の主張は、平成24年課長通知1(1)及び問答集問13の5答(2)に照らし、著しく妥当性を欠くとはいえず、違法又は不当とは認められない。

(4) なお、処分庁は、令和元年11月7日に審査請求人から祖父の遺産が振り込まれた旨の申告を受けたこと及び同年12月18日〔正しくは12月23日と思われる〕に金融機関に対する調査(以下「本件調査」という。)の回答により、遺産が審査請求人名義の口座に同年11月1日に入金されたことを把握したにもかかわらず、本件処分が行われたのは令和2年7月9

日であるところ、本件処分までに時間を要した特段の事情は事件記録からは見受けられない。

事実の確認から処分まで無用に期間が経過することは、本件のように返還対象額に値する収入を費消してしまうなど、被保護者がその後の返還決定処分に対応することが困難になる状態を生じさせる可能性があることから、今後、処分庁においては同様のことが無いよう留意すべき旨を付言する。

(5) 以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年4月27日	諮問書の受領
令和5年4月28日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月12日 口頭意見陳述申立期限：5月12日
令和5年5月24日	第1回審議
令和5年5月29日	審査会から審査請求人及び処分庁に対し回答の求め（審査請求人回答書：令和5年6月9日付け。処分庁回答書：令和5年6月9日付け〇〇〇〇〇第88号。以下「処分庁回答書」という。）
令和5年6月21日	第2回審議
令和5年7月25日	第3回審議
令和5年8月23日	第4回審議
令和5年9月27日	第5回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めてい

る。

- (3) 平成24年課長通知1(1)は、法第63条に基づく費用返還の返還対象額について、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示しており、そのただし書において、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)、(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額、(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額、(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額。」と記している。

- (4) 問答集問13の5答(2)は、法第63条に基づく返還額の決定について、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。なお、次〔次官通知〕第8の3(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。」とし、控除して差し支えない額としてアからオの額を記している。エにおいて、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額、②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額、③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額。」と記している。

- (5) 問答集問13の6答(2)は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第909条)とされている。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

- (6) 問答集問13の23答(1)は、法第63条の返還対象額の算定について、

「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成30年6月24日、祖父が死亡した。
- (2) 平成31年1月7日、処分庁は審査請求人及び夫に対し、法による保護を開始した。
- (3) 令和元年11月1日、審査請求人は処分庁を訪問し、祖父が死亡し遺産が振り込まれる旨を報告した。
処分庁は、保護開始以降から生活費や医療費を計算するため返還額は不明であるものの、振り込まれる遺産は返還してもらうことになるため、使わないように伝えた。
- (4) 令和元年11月7日、審査請求人は処分庁を訪問し、祖父が死亡し遺産が振り込まれた旨を報告した。
- (5) 令和元年11月8日、処分庁は、遺産が振り込まれる予定の銀行に対し、法第29条に基づく本件調査を行った。
- (6) 令和元年11月25日、処分庁は、夫が本件特殊詐欺事件への関与により、同月20日に逮捕勾留されたことを理由に、同月21日付けで夫の法による保護を停止した。
- (7) 令和元年12月11日付けで、処分庁は、夫が同日に起訴されたことを理由に、夫の法による保護を廃止した。
- (8) 令和元年12月23日、処分庁は、本件調査の回答を受け、同年11月1日付けで2,467,893円の入金があったことを、確認した。
- (9) 令和2年6月5日付けで、本件特殊詐欺事件に係る夫の弁護を担当する弁護士（以下「本件代理人弁護士」という。）から処分庁に対し、本件被害弁償金について、法第63条に基づく返還金からは控除すべきである旨の意見書が提出された。

当該意見書には、夫と本件被害者の間の示談書（以下「本件示談書」という。）が2種類添付されており、①夫から本件被害者に100万円を支払う、②本件示談書に定めるほか、債権債務がないことを相互に確認する旨がそれぞれ記載されている。

また、本件示談書にて約された通り、令和2年1月17日及び同年5月2

6日に、審査請求人は、本件代理人弁護士を通じて、本件被害者に100万円ずつを支払った。

- (10) 令和2年6月17日、処分庁は、ケース診断会議（1回目）を実施し、本件被害弁償金に充てた遺産の返還について、リーガルチェックを依頼することを決定した。
- (11) 令和2年6月24日、処分庁は、夫が拘置所より出所したため、同月15日付けで夫の法による保護を再開した。
- (12) 令和2年6月29日、処分庁の担当者は、審査請求人が受領した遺産を法第63条に基づく返還決定を行う際、本件被害弁償金を自立更生費として控除すべきかについて、大阪市の顧問弁護士に法律相談をした。

同日付けのリーガルチェック回答書には、「犯罪の被害弁償金は、別冊問答集等には自立更生費として考慮すべき事項には記載されておらず、また、一般的に考えて、経済的に自立するために必要となる費用として控除を認めるべきという自立更生費の趣旨にも合致しないと思われる。仮に夫が当該特殊詐欺事件において多額の損害賠償債務を負っていたにもかかわらず、200万円を支払うことにより終局的に事件を解決することができた（すべての債務を免れることができた）という事情があれば、経済的に自立更生に資する支出であったと考える余地があるが、本件においてそのような事情は見当たらない。他方、妻〔審査請求人〕は精神障害を有しており働くことができないということであるから、夫が実刑となり長期間服役するとなると生活を継続することが困難となると考えられる。このような事情の下においては、夫が実刑を免れることが生活の維持のために重要となることから、実刑を免れるために示談金を支払った（200万円を支払うことが実刑を免れる唯一の方法であった）という事情があるのであれば、そのような事情が自立更生費を肯定する事情になり得る余地はある。」と記されている。

- (13) 令和2年7月8日、処分庁はケース診断会議（2回目）を実施した。

処分庁は、リーガルチェックの回答を踏まえ、①夫は、逮捕前から就労はしておらず、本件被害弁償金を支払い不起訴となった後、令和2年6月15日付けで保護が再開され、保護脱却に至っていない、②夫が留置所に留置されている間も、審査請求人は保護を受給し、身の回りの事はヘルパーサービス等を使いながら生活できており、夫が戻ってくることが生活の維持に真に必要であったとは考えにくいとして、本件被害弁償金については自立更生費として認めず、審査請求人が受領した遺産の全額を法第63条に基づき返還決定することとした。

- (14) 令和2年7月9日、処分庁は、法第63条の規定により、審査請求人が受領した遺産の全額を返還決定する本件処分を行った。

決定理由として、「あなたに祖父の遺産による収入があったため、平成3

1年1月7日付～令和2年5月1日付に支給した保護費の内2,467,893円については『平成30年6月24日に発生した資力がありながら保護を受けた』ことに該当するので保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた生活保護法第63条に基づき返還決定します。」と記載されている。

(15) 令和2年10月7日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 処分庁は、審査請求人に遺産相続による収入があったため、保護開始以降に支給した保護費について、法第63条に基づき返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) まず、収入認定額及び資力の発生日についてみる。

法第63条のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、問答集問13の6答(2)のとおり、相続時における法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生日は、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、平成31年1月の保護開始以降、本件処分の時点まで保護を受けていると認められ、また、祖父の死亡日が平成30年6月24日であるところ、審査請求人には保護開始時より資力が発生していたのであるから、保護開始時以降、本件処分までの間については、資力がありながら保護を受けていたのであり、同期間に受給した保護費が返還の対象となるものと認められる。

したがって、処分庁が、審査請求人からの申告及び本件調査に対する回答を受け、保護開始時より資力があつたものとして、保護開始以降から令和2年5月1日までに審査請求人に対し支給した保護費の全額について返還対象としていることは、法第63条、問答集問13の6答(2)及び問答集問13の23答(1)に照らし、これらの判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

(3) 次に、要返還額の決定についてみる。

平成24年課長通知1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額の一つとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額と定めている。

本件については、前記2(9)のとおり、処分庁は、審査請求人が受領し

た遺産のうち200万円については、本件被害弁償金として費消したため、自立更生のために要する費用として控除してほしい旨の申出を受けたことに対して、前記2(12)、(13)のとおり、法律相談を実施した上で、ケース診断会議において検討を行った結果、夫が本件被害弁償金を支払い不起訴となった後においても保護脱却に至っていないこと及び審査請求人の生活の維持に真に必要であったとは考えにくいことから、自立更生に要する費用として認めず、審査請求人が受領した遺産の全額を要返還額として決定したことが認められる。

また、処分庁は、夫が実刑を免れるために本件被害弁償金として支払った額について自立更生費として控除することは、社会通念上容認される程度として認めることはできないと判断した旨を主張している。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人から申し出のあった費用について、法律相談を行った上で組織的に審査請求人世帯の状況に即して自立更生に要する費用として認められるか否かについて検討を行っており、その判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

また、本件被害弁償金として支払った額を自立更生費として控除することは、社会通念上容認される程度として認めることはできない旨の処分庁の判断は、平成24年課長通知1(1)及び問答集問13の5答(2)に照らし、違法又は不当とは認められない。

(4) 以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

処分庁の以下の対応に疑義があるため、本件処分の違法性又は不当性を左右するものではないが、当審査会の意見を付言する。

1 処分庁は、令和元年11月1日に審査請求人から祖父の遺産が振り込まれる旨の申告を受け、同年12月23日に金融機関から本件調査の回答を受けたことにより、遺産が審査請求人名義の口座に同年11月1日に入金されたことを把握したにもかかわらず、本件処分が行われたのは令和2年7月9日であることが認められる。

処分庁は、処分庁回答書において、夫の逮捕拘留等の生活環境の変化による審査請求人の心身状況の悪化に配慮した時期があったためなどの理由を説明しているが、約半年もの時間を要したことについての納得できる説明であるとはいえない。

事実の確認から処分まで無用に期間が経過することは、費用返還義務の対象

となる収入を費消してしまうなど、被保護者がその後の返還決定処分に対応できなくなる状態を生じさせるため、今後、処分庁においては同様のことがないよう留意すべきである。

- 2 処分庁は、令和元年11月1日に審査請求人から祖父の遺産が振り込まれる旨の申告を受けた際、振り込まれる遺産は返還してもらうことになるため、使わないように伝えたとのことであるが、その際、自立更生費として控除できる額があることを伝えたか否かについては判然としない。

被保護者は、必ずしも生活保護の制度を熟知している訳ではないことから、自立更生費として控除できる額があることについて、処分庁は、丁寧に説明すべきであったと思われる。今後、処分庁においては同様の事案があれば、誠実に対応されたい。

大阪府行政不服審査会第3部会
委員（部会長）野呂 充
委員 重本 達哉
委員 船戸 貴美子